

米農家の皆さまへ 平成26年産米の安全性を 確認するため検査を実施します

秋田県では、平成26年産米の放射性物質検査を9月中旬から実施します。消費者の方々に安全な米を提供していくため、米の出荷はこの検査結果が判明し、米の安全性が確認された後に行うようお願いします。

検査結果と出荷自粛の解除等については、検査終了後にお知らせします。

■検査方法

9月中旬から、旧町村ごとに代表地点(1カ所)で検査を実施します。

■検査期間中のお荷の自粛について

- 検査結果が判明するまでは、米は生産者自身の倉庫に保管し、出荷・譲渡はしないようご協力ください。保管場所がない場合は、出荷先等にご相談ください。なお、検査期間中は、刈り取りや乾燥・調製を実施しても構いません。
- 旧町村の範囲を越えて生産されている場合は、できるだけ旧町村ごとに区分して、保管するようにしてください。



■その他

県奨励品種以外の早生品種を作付する場合などで、県の検査計画に基づく検査結果の公表前に出荷が必要となる場合は、産地および生産者自らの責任により行う自主検査で安全確認を行った上で、出荷できることとします。実施を希望する場合は、検査機関との調整等を円滑に進めるためにも、秋田県仙北地域振興局へ事前にご相談ください(検査の実施等もサポートします)。

問

秋田県仙北地域振興局 農林部農業振興普及課 ☎0187(63)6111
町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908 (内線2706)
またはJA等の各集荷業者へお問い合わせください。

農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年間を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。

やむを得ず、農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行なわなければならない場合は、お早めに町農政課までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では農業施策などを計画的に進めていくため「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

次回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は

10月1日(水)～10月31日(金)です。

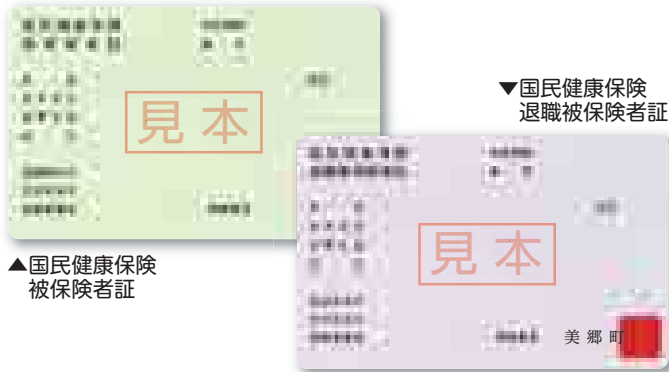
※申し出の際は、事前に町農政課までご相談ください。

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908(内線2706)

平成26年10月から国民健康保険の被保険者証が変わります

被保険者証は国民健康保険に加入している一人ひとりに1枚ずつ交付され、医療を受けるときの受診券となります。大切に取り扱いましょう。

新しい被保険者証は、世帯分をまとめて、世帯主あてに9月下旬に簡易書留でお送りします。不在の場合は連絡票が配達されますので、内容を確認のうえお受け取りください。長期不在または長期入院等の場合は、町福祉保健課医療保険班に9月10日(水)までご連絡ください。



【被保険者証の有効期限について】

被保険者証の有効期限は平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間ですが、下記に該当する方は有効期限が短くなります。

■平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間に75歳になる方

有効期限●75歳の誕生日の前日まで

※誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

■退職者医療制度の加入者で、平成26年10月2日から平成27年9月1日までの間に65歳になる退職者本人およびその被扶養者の方

有効期限●65歳の誕生日の属する月の末日まで

※誕生日が月の初日の方は、その前月の末日までが有効期限です。有効期限が切れる前に一般の被保険者証をお届けします。

国民健康保険への届出は速やかに

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課医療保険班で手続きしてください。

国民健康保険に加入するとき

- ・社会保険資格喪失証明書（職場等に請求してください）
- ・印鑑（認め印可）

国民健康保険を脱退するとき

- ・職場から交付された健康保険証（加入した方全員分、コピー可）
- ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑（認め印可）

問

町福祉保健課 医療保険班
☎0187(84)4907(内線1508・1509・1510)

■加入の届出が遅れると

- ・被保険者証がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・加入資格が発生した時点まで、保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届出が遅れると

- ・職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国民健康保険の保険者証を使った場合は、国民健康保険が負担した医療費を返していただくこととなります。

※お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できません。職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中であることを医療機関等に申し出てください。

身体障がい者巡回相談のお知らせ

肢体に障がいのある方を対象とした巡回相談が開催されます。身体障害者手帳の診断や補装具の交付・修理などについて、医師や専門業者が直接相談に応じます。

相談料や診察料はかかりませんので、お気軽にご相談ください。

対象者●障害区分が「肢体」の方

日時●9月30日(火)

受付●午前9時30分～午前11時30分

診察●午前10時～正午

会場●大仙市 仙北ふれあい文化センター

※昨年から会場が変更されていますので、ご注意ください。

問

町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1504)